

令和2年11月定例会 総務委員会（事前）

令和2年11月25日（水）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

浪越委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

この際、委員各位に御報告いたします。

昨日、11月24日開会の議会運営委員会において、今定例会提出予定議案のうち、当委員会に関係する議案第1号、令和2年度徳島県一般会計補正予算（第6号）及び第2号、第3号、第5号の計4件については、本日の委員会で十分審議の上、11月30日の本会議においては、委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料，説明資料（その2））

- 議案第5号 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 警察署の名称，位置及び管轄区域に関する条例の一部改正について
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

なし

小澤警察本部長

私からは、9月定例会以降の治安情勢と主要施策の推進状況について報告いたします。

第1は、身近な犯罪の抑止と重要犯罪の徹底検挙であります。

まず、高齢者をはじめ幅広い年齢層に被害が広がっている特殊詐欺事件につきましても、認知件数は前年に比べ減少しているものの、本年9月に介護施設の入居権をめぐるトラブル解決名目で3,200万円の現金をだまし取られた事案を認知するなど、依然として予断を許さない状況が続いております。これらの事件は、全国を舞台として敢行されることから、他県警察と連携した広域的な捜査はもとより、タイムリーな広報により未然防止に努めてまいります。

殺人、強盗などの重要犯罪は、10月末現在、認知件数17件、検挙件数16件、検挙率94.1パーセントとなっております。

年末年始においては、金融機関を狙った強盗事件等の発生も懸念されることから、県警

察では12月1日から1月10日までの間、年末年始特別警戒を実施することとしています。

期間中は金融機関やコンビニエンスストアへの立ち寄り等の警戒活動のほか、自主防犯団体との連携によるパトロールを強化し、事件、事故の未然防止に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の再流行が懸念される中、DVや児童虐待事案の増加も危惧されることから、引き続き、関係機関と連携の上、被害者の安全確保を最優先とした対応に努めてまいります。

第2は、交通死亡事故の抑止であります。

交通事故死者数は、昨日現在19人と前年に比べ15人減少しておりますが、今月に入り、死亡事故が相次いで発生し、本年2回目の交通死亡事故多発警報が発令されたところであります。

最近の交通事故情勢を分析しますと、高齢者が当事者となる事故や飲酒運転による事故の増加が認められます。特に、飲酒運転の罰則が強化された平成19年以降、飲酒運転に起因する交通事故件数は大きく減少しておりましたが、近年は増加傾向にあります。本年も12月10日から1月10日までの間、年末年始の交通安全県民運動が実施されますが、期間中、高齢者の安全対策をはじめ重大事故につながる飲酒運転や暴走行為等の危険な交通違反の取締りを強化し、悲惨な交通事故を1件でも減らすことができるよう努めてまいります。

第3は、大規模災害、テロ等への対処であります。

今後、冬場に向けて、積雪等による各種災害も懸念されるところであります。各警察署においては、あらゆる事態に対して迅速かつ的確な対処がとれるよう、自治体や消防署等との情報交換に努め、有事に備えているところであります。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会については、来春、聖火リレーの開催が予定されておりますが、引き続き、関係機関と連携し、安全対策に万全を期してまいります。

第4は、組織基盤の強化であります。

引き続き、マスクや手袋の着用等の新型コロナウイルス感染予防対策を徹底するとともに、職員が感染した場合における業務継続に向けた組織運営にも配慮してまいります。

以上、主要施策の推進状況について報告いたしました。

委員の皆様には、引き続き、警察活動に対する御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

神谷警務部長

私からは、条例案について御説明します。

お手元の総務委員会説明資料の1ページ目を御覧ください。

I、提出予定案件の1、その他の議案等にありますが（1）条例案、徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について御説明します。

これらの条例改正の理由は、令和2年11月6日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の警察職員の給与について改定を行う必要があるためでございます。

次に、徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正の改正概要について御説明し

ます。

期末手当について、令和2年12月期の支給割合を100分の125に引き下げます。これは、引下げ前の100分の130から0.05月分、100分の5引き下げるものでございます。その上で、令和3年度分以後は6月期の支給割合を100分の127.5に引き下げる一方で、12月期の支給割合をその分引き上げ、100分の127.5とすることで平準化を図ることとしております。結果的に令和3年度分以後の年間の支給割合は令和2年度分と同じく0.05月分、100分の5下がることとなります。

また、会計年度任用警察職員に関して、その給与などに関する規定の整備が図られたことを受けて、警察職員の定義に係る規定を形式的に見直すこととしております。

次に、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正の概要を御説明します。

警察職員の期末手当の引下げと同様の措置をとることとし、一般職の任期付研究員の期末手当の支給割合を0.05月分、100分の5引き下げることであります。

施行期日につきましては、令和2年度分に関しては公布の日、令和3年以後の分に関しては令和3年4月1日としております。

続きまして、総務委員会説明資料（その2）の1ページ目を御覧ください。

I、提出予定案件の1、その他の議案等にあります（1）条例案、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

改正の理由は、徳島県徳島中央警察署の新庁舎がしゅん工することに伴い、警察署の位置を定める必要があるためでございます。条例改正の概要は、徳島県徳島中央警察署の位置を徳島市徳島町1丁目といたします。

なお、施行期日につきましては、令和3年3月1日としております。

以上が条例案の概要でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

山本首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます。

お手元の総務委員会説明資料（その2）の2ページを御覧ください。

交通事故が2件でございます。

1件目は、令和元年12月27日、小松島警察署員の運転するパトカーが、交差点を右折するために右折レーンを進行中、左側車線の停止車両に接触した人身事故でございまして、県の賠償金額を11万5,863円と決定し、和解いたしました。

2件目は、本年8月30日、徳島名西警察署員が相手方の車両を移動させる際、駐車場のポールに接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を7万8,276円と決定し、和解いたしました。

専決処分の報告は以上でございます。

浪越委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連す

る質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岩丸委員

私からは、今定例会で提出が予定されております徳島県犯罪被害者等支援条例に関連して県警察の犯罪被害者支援について何点かお伺いしたいと思います。

先般、犯罪被害者等支援のセミナーに参加させていただいて、その被害に遭われた御家族の方から、非常に大変な状況だということをお伺いしました。特に警察は、被害の届出であるとか、被疑者の検挙などを通じて犯罪被害者と最も密接に関わる機関であって、被害者支援を行う上でも重要な役割を担っていると考えております。そこで、県警察本部と各警察署における支援体制はどのようになっているのかお伺いいたします。

高橋警務部理事官

今議会で危機管理環境部から徳島県犯罪被害者等支援条例案が提出されると承知しております。

御質問の県警察本部、警察署の犯罪被害者等に対する支援体制であります。被害者等とありますのは、被害者本人、また家族、遺族のことを指すものです。

警察本部には犯罪被害者支援室を設置しておりまして、そこは室長以下12名の体制で被害者等の相談に対応するほか、各種施策の企画、立案等を実施しております。相談に従事する職員の中には、公認心理師や臨床心理士等の資格を有する女性警察官を配置しておりまして、相談のみならず精神的なケアにも配慮しているところであります。

次に、警察署であります。各警察署には、署員の中から経験や能力を踏まえまして、あらかじめ相談業務に従事する職員を被害者支援要員として指定しております。この被害者支援要員は被害者等の相談に応じるほか、要望によって様々な活動をしておりまして、刑事手続の相談等の支援を実施しており、現在、県下に155名を指定しております。

その他、過去に京都アニメーションで被害者が多数生じるような犯罪も発生しましたが、このような被害者が多数に上る事案が発生した場合には、組織的かつ継続的な支援が重要であると考えておりまして、警察本部と警察署の要員約50名で構成しております被害者支援隊を運用することとしております。

岩丸委員

今、御説明いただいた中で、犯罪被害者支援室は12名体制ということで、なかなかしっかりした組織だと思います。もう少し体制をしっかりしてほしいという意見や情報もちよこちよことあったのですけれど、しっかりとした体制を作られておると思います。また、公認心理師等の資格のある方も配置されているということで非常に心強く感じたところであります。

次に、各警察署において、犯罪被害者等に対してどのような支援を行っているのか。また、その内容や実績についても御説明いただけたらと思います。

高橋警務部理事官

先ほど申しました各警察署の被害者支援要員の活動内容、実績についてであります。

繰り返しになりますけれど、犯罪被害者支援要員は、事件発生直後から必要な助言や情報提供等を行うといった相談活動はもとより、要望に応じて病院の手配や付添い、刑事手続の説明、その他、部外のカウンセラーや関係団体の紹介などの活動を行っております。

活動実績について申しますと、殺人や傷害、強制性交等罪などの身体犯に関する相談で、昨年中は29件延べ111回、本年10月末では25件延べ102回という状況であります。また、ひき逃げや死亡事故等の重大交通事故に関しましては、昨年中は114件延べ279回、本年10月末では95件延べ234回という活動実績であります。

岩丸委員

殺人などの身体犯の相談などが年間29件で延べ111回、交通事故関係では、去年114件延べ279回ということであります。やはり相談なども多く、対応する方々もある程度は必要だとよく分かりました。この犯罪被害者への支援は、国や県、市町村、民間支援団体等々が中心となって途切れなく行うことが重要だと思います。

公益社団法人徳島被害者支援センターという団体がありますけれども、この団体の概要と県警察との連携の状況を教えていただけますか。

高橋警務部理事官

公益社団法人徳島被害者支援センターの概要と県警察の連携についてであります。

徳島被害者支援センターは、被害者等に対しまして、相談や精神的ケアの支援を行うほか、県警察からの委託を受けまして必要な広報啓発事業を行う団体であります。社会全体で被害者の方々をサポートする環境を作っていこうということを目的としている民間団体であります。また、同センターは、徳島県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受け、警察から必要な情報の提供を受けられますので、より効果的な支援活動が行える団体となっております。

県警察との連携につきましては、県警察としてもセンターと緊密な連携をとって支援に当たっているところでありまして、具体的には今申しましたように、犯罪被害者等早期援助団体としての指定を受けております。事件の概要や被害の程度などの犯罪捜査に関する情報の提供、また性犯罪等は精神的ケアも含めまして長期間にわたって支援を必要としますので、カウンセリングの要請、その他広報啓発キャンペーン等を協働して実施しているところであります。

この実効性を明確にするため、県警察ではセンターに対しまして、被害者等に対する電話等の相談業務や付添いの業務、犯罪被害者等による中高生を対象とした教室などの開催業務、今月末にも広報やセミナーを開催することとしておりますし、そういった業務を県費で委託し、連携を図っているところであります。

岩丸委員

今回、提出が予定されております徳島県犯罪被害者等支援条例がしっかりと機能して、被害者の方々、またその御家族の方々に一刻も早く日常生活を取り戻していただきたい。

そのために、一番最初にいろいろなことに当たる警察の役割は非常に重要ではないかと思えます。今後とも、関係団体等々との連携も一層強化していただいで、県民が安心して暮らせる社会の実現を図っていただくようお願いして、終わります。

山田委員

私のほうからは、これから議論される新ホールの問題等々について、県民、市民も高い関心があって年内に基本方針が策定されるということもあるので、その関係で徳島中央警察署の状況、埋蔵文化財調査などについて緊急案件として質問していきたいと思えます。

第1点は、警察署庁舎建設事業では、試掘はどの程度の期間、どの範囲を実施したのか。また、その経費はどのくらい掛かったのかという点についてお伺いします。

日下拠点整備課長

新しい徳島中央警察署の埋蔵文化財の試掘についての期間につきましては、平成29年6月6日と7日の2日間にわたりまして実施されております。範囲ですが、当時の教育委員会の教育文化課、今は未来創生文化部の文化資源活用課になっておりますが、そちらが選定した6か所において試掘をしております。経費につきましては、教育文化課のほうで支出しておりますので当方では承知しておりません。

山田委員

次に、埋蔵文化財調査は試掘、現地発掘、資料整理の三つの段階があると聞いているんですけども、特に現地発掘の調査は、どれくらいの期間を要して、どの範囲を実施したのか。また、それに要する経費は一体どれくらいだったのかということについてお伺いします。

日下拠点整備課長

現地発掘調査の期間は、平成30年7月から平成31年3月までの約9か月間、これは、新しい徳島中央警察署の建物が建設される部分を中心として実施されております。経費につきましては約7,000万円が掛かっております。

山田委員

現地発掘は7,000万円、約9か月が掛かっているというふうな状況でした。そうしたら、試掘から現地発掘まで1年余りあります。この1年余りで、一体どういうふうな事業をされたのかということについても御報告いただけますか。

日下拠点整備課長

この1年間におきまして、徳島中央警察署の建設に係る設計業務をやっておりました。平成31年4月に、いわゆる本掘が終わってから建設業務に着手したというところがございます。

山田委員

私が聞いたのは、試掘から本掘までの1年で、どういうふうな事業が進められたのかという点を端的にお伺いしますということなんです。

浪越委員長

小休します。（10時58分）

浪越委員長

再開いたします。（10時58分）

日下拠点整備課長

新しい徳島中央警察署の基本設計が終わりまして、この期間中に実施設計を行っております。

山田委員

基本設計が終わって、実施設計を行って本格的な発掘に取り掛かったということで、1年余り掛かっているという理解でいいですね。分かりました。

次に、現地発掘調査は建物部分を中心にしたという答弁がありましたけれども、面積的にはどの程度の範囲を実施したのか。また、どの程度の出土品が発掘されたのかということについてもお伺いします。

日下拠点整備課長

現地発掘調査の範囲は約1,600平方メートル、出土品につきましては約3万4,000点と聞いております。

山田委員

そうしたら、その現地発掘調査は一体どの範囲内かということと、誰がそれを決定したのかという点については、どういう状況なんですか。

日下拠点整備課長

現地調査の範囲ですが、これは先ほど申しましたように、新しい庁舎の建設する外側を中心とした範囲です。その範囲につきましては、県警察と現在の文化資源活用課が協議した結果であります。県警察としては建物の位置をお示ししまして、埋蔵文化財の調査の範囲につきましては、現在の文化資源活用課が決定したものでございます。

山田委員

この後の未来創生文化部のほうに聞かなければいけないのですけれども、あそこは江戸時代の武家屋敷跡地といわれていますから、当然、地域的に同じような状況にあるんだろうなと思います。これは、感想で結構ですから。

それともう1点、資料整理について、どの程度の予算を措置したのかということについても併せて御答弁ください。

日下拠点整備課長

新ホールの件につきましては、こちらのほうでは承知しておりませんので答弁は差し控えたいと思います。

整理業務といたしましては、令和元年度は約1,000万円、令和2年度につきましては約3,000万円の経費を要しております。

山田委員

こういうことを参考にして、これからの議論を尽くしていきたいというふうに思います。これで質問を終わります。

高井委員

私のほうからは、今日も報告がございました損害賠償請求の専決処分等について、警察職員の交通事故防止に係ることについて、少しお伺いしたいと思います。

毎回議会でこのように専決処分の報告等がなされていると思いますが、職員の方によるうっかり事故に近い事故だろうと報告が上がる度に思います。人間ですので、いろんな失敗やミスもあろうかと思えます。先ほども御報告があったとおり、交通死亡事故の多発警報を発令するお立場であったり、交通事故のパトロールや取締りをしておられる立場の中で、できるだけこうしたうっかり事故をなくしてほしいというふうに感じる意味で少し質問させていただきたいと思えます。

パトロール時間も非常に長いでしょうし、新人の方も多くおいでるかもしれませんので、パトカーなどの運転に慣れていない方もいるかもしれません。いろんなリスクもあろうかと思えますが、まずは職員の方による交通事故の発生件数、つまり毎回報告されている専決処分等の件数の推移と、事故を起こした職員の方の年齢層であったり、事故形態等の特徴や原因について分析をされていたらお答えを頂きたいと思えます。

山本首席監察官

専決処分に係る職員事故の発生件数、また特徴や原因をどのように分析しているかとの御質問でございます。

平成27年度から令和元年度までの過去5年間における専決処分として御報告させていただいた職員の交通事故は83件でございます。今年度は、先ほど報告いたしました2件を含めて10件という状況でございます。

事故の特徴といたしましては、ほとんどが物損事故で83件中72件、年齢別では30代から40代の職員による事故が多く、事故状況では安全確認不十分による右左折時や後退中の事故が多いことが挙げられるところでございます。

高井委員

少ない件数ではありますが、残念ながらそうした事故があるということをどのように認識して、再発防止に向けてはどのように取り組んでおられるのか、その点もお伺いしたいと思います。

山本首席監察官

職員事故に対する認識と再発防止の取組についてでございます。

県民に交通事故防止を訴えるべき立場にある職員による交通事故は、先ほど委員からの御指摘のとおり、絶無を期すべきものと認識しているところでございます。職員による交通事故につきましては、安全確認不十分による事故が多いことから、基本的な運転訓練を行っているほか、同乗者による安全確認の徹底を指示しているところでございます。また、今月27日に予定しておりますが、事故歴のある職員を対象としまして、適性検査、実技指導、検討会等を実施することといたしております。

高井委員

新型コロナウイルス感染症のこともあり、最近では職務も多忙を極めていらっしゃると思いますし、緊張感も抜けない中で大変だと思いますが、おっしゃるとおり様々な再発防止策に取り組んでいただきたいと思います。指導などのいろいろなソフト面の対策に加えて、最近であれば、私の車もそうですがバックモニターがあつたり、ぶつかりそうになったら音が鳴るコーナースエンサーなどの安全装置なども付いている車が多いと思うので、こういうハード面の対策も、うっかりミスや疲れているときなどの対策には効果があるのではないかと思います。県警察のほうでは、バックモニターを搭載している公用車もあると聞いておりますが、どのような車種に適用しているのかということも教えてください。

高橋警務部理事官

装備等のことにつきまして、私のほうから答弁させていただきます。

山本首席監察官のほうからお話ししましたように、安全不確認や後退中の事故のような単純な事故が多いということでもあります。

こういうことを受けまして、県警察では職員の交通事故防止のため、昨年度から公用車へのバックモニターの搭載を順次進めているところであります。現在の搭載状況につきましては、県警察が保有するパトカー等の四輪車は約500台ありますけれども、このうち、主に資材運搬車や輸送車、ワゴン車などの後方確認が難しい車両を中心に整備しており、80数台、率にして2割弱に整備しているところであります。安全のためにバックモニターは有効でありますので、引き続き整備を進めてまいりたいと考えております。

高井委員

私は余りパトカーに乗ったことがないので、どんなふうなのかはよく分からないのですが、普通に搭載されているものではなくて、外付けでも付ける必要があります。

今おっしゃったとおり、いろいろな機能のある車を使うに当たり、こうしたバックモニターなど、今ある機能を有効に使っていくのは必要なことではないかと思います。

パトカーを運転する警察の方々は特別な訓練も受けていらっしゃるでしょうし、高い技術もお持ちだろうと思いますが、こうしたうっかり事故をできるだけなくすように、集中力が低下する時間帯や、長時間勤務が続いているときなどは、気を付け合つて人的な防止措置にも取り組む必要があるかと思っております。そこで、自動ブレーキや車線を維持するた

めの安全運転のサポート機能を有する車両というのもよく出ています。特に高齢者に向けたいろいろな車の開発が進められておりますので、今、お話があったバックモニターの整備に加えて、こういう安全運転のサポート機能などを有する車両を導入することも考えていただいて、これからもこうした事故をできるだけ未然に防止する取組を進めていっていただきたいと思えます。この点についてはいかがでしょうか。

高橋警務部理事官

警察車両は、専ら国費で調達されております。最近調達される国費の車両には、先ほど答弁しましたドライブレコーダー、バックモニターが搭載されてきているという状況にあります。委員の御指摘にありました安全サポート機能は、交通事故の防止に有効であると考えております。今後、調達される車両には、こういうものが標準的に搭載している車両も増えてきておりますし、今後、減耗更新により国費の調達で保管転換されるような車両にはこういうものが装備された車両も、順次増えてくると考えておりますので、そういう機能も活用しながら交通安全、交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。

高井委員

引き続き、事故のないように、また県民の安全安心を守るように取組をお願いして、以上で終わらせていただきます。

浪越委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時10分）